

平成22年(行コ)第47号 公金支出差止等請求控訴事件
控訴人 村越 啓雄 外47名
被控訴人 千葉県知事 外2名

準備書面(6)

平成25年 / 月 / 8日

東京高等裁判所第22民事部 御中

被控訴人千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴 義 聖



被控訴人千葉県知事外2名指定代理人

川 島 雄 子



藤 崎 啓 司



被控訴人千葉県知事指定代理人

渡 邊 浩 太 郎



田 村 英 記



森 川 陽 一



五十嵐 隆 夫



松 宮 正 紀



古谷野 克 己



中 町 源 徳



被控訴人千葉県水道局長指定代理人

| | | | |
|-----|---|---|---|
| 縣 | 雅 | 明 |  |
| 密 | 本 | 恒 |  |
| 大野木 | 英 | 司 |  |
| 松 | 野 | 繁 |  |

被控訴人千葉県企業庁長指定代理人

| | | | |
|---|---|---|--|
| 座 | 間 | 勝 |  |
| 大 | 塚 | 直 |  |
| 地 | 曳 | 俊 |  |
| 上 | 原 | 嗣 |  |

目 次

| | |
|---|----|
| 一、千葉県水道局（水道事業）の水需要予測・・・・・・・・・・ | 5 |
| 第1 被控訴人ら準備書面（1）（60頁以下）への控訴人らの反論について・・ | 5 |
| 1 地方公営企業法3条の「経済性の発揮」について・・・・・・・・ | 5 |
| 2 千葉県水道局の平成13年回答と八ッ場ダム建設事業参画の根拠につい て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 3 千葉県水道局の平成13年回答の個別内容について・・・・・・・・ | 7 |
| (1) 平成13年回答の推計方法・・・・・・・・ | 8 |
| (2) 生活用1人1日平均使用水量の増減要因・・・・・・・・ | 8 |
| (3) 千葉県水道局による大口需要者への調査結果・・・・・・・・ | 9 |
| (4) 有収率の改善と新規開発水源への投資・・・・・・・・ | 10 |
| (5) 負荷率と水需要予測・・・・・・・・ | 11 |
| (6) 平成13年回答と経済性の発揮・・・・・・・・ | 12 |
| 4 2/20渇水年の安定供給可能量の低下について・・・・・・・・ | 13 |
| (1) 「渇水」と新規水源開発・・・・・・・・ | 13 |
| (2) 2/20渇水年での水利権水量・・・・・・・・ | 14 |
| (3) 20年に2番目の渇水と1日最大給水量の重複・・・・・・・・ | 17 |
| (4) 国土交通省の2/20渇水年の安定供給可能量の計算・・・・・・・・ | 17 |
| 5 保有水源について・・・・・・・・ | 18 |
| (1) 江戸川・中川緊急暫定・・・・・・・・ | 18 |
| (2) 農業用水合理化・・・・・・・・ | 19 |
| (3) 地下水利用・・・・・・・・ | 19 |
| (4) 利用量率・・・・・・・・ | 19 |
| 第2 被控訴人ら準備書面（2）への控訴人らの反論について・・・・・・・・ | 20 |
| 1 平成20年水道局推計について・・・・・・・・ | 20 |
| 2 水需給予測の下方修正と2/20渇水年について・・・・・・・・ | 20 |
| 3 平成20年水道局推計と千葉県の人口減少について・・・・・・・・ | 21 |

| | | |
|----|-----------------------------|----|
| 第3 | まとめ | 21 |
| 二、 | 千葉県企業庁（工業用水道事業）の水需要予測 | 22 |
| 三、 | 千葉県水政課の水需要予測 | 22 |
| 第1 | 千葉県水政課の水需要予測の意義について | 23 |
| 第2 | 「千葉県の長期水需給」について | 24 |
| 1 | 水道用水の検証について | 24 |
| | （1）水道用水の検証に用いた各要素の関連性 | 24 |
| | （2）水道用水の検証に用いた各要素の最大・最小値 | 24 |
| | （3）千葉県水政課の各事業体推計値の見直しを求める権限 | 25 |
| 2 | 工業用水道の検証について | 26 |
| | （1）地下水から工業用水道への転換時期についての齟齬 | 26 |
| | （2）取水量ベースの負荷率 | 26 |
| 第3 | 「千葉県長期水需給調査結果」について | 27 |
| 1 | 水需要予測の下方修正について | 27 |
| 2 | 千葉県の水道全体の保有水源量について | 27 |
| 3 | 工業用水道の負荷率と水需要予測の必要性について | 28 |
| 4 | 工業用水道の責任水量制について | 29 |
| 5 | 水道用水への水源の転用について | 30 |
| 6 | 地下水利用の継続について | 30 |
| 四、 | （付言）利水における危機管理 | 30 |

ハッ場ダム建設事業の利水上の必要性に係る被控訴人らの主張及び控訴人らの主張に対する反論については、被控訴人ら準備書面（１）で述べ、同（２）で補充したところであるが、これらの被控訴人ら準備書面に対し控訴人らは、控訴人準備書面（１０）を提出し反論を行っている。

そこで、本準備書面において被控訴人らは、控訴人準備書面（１０）による控訴人らの主張に対する反論を兼ねて、従前の主張を補充することとする。

一、千葉県水道局（水道事業）の水需要予測

第１ 被控訴人ら準備書面（１）（６０頁以下）への控訴人らの反論について

１ 地方公営企業法３条の「経済性の発揮」について

控訴人らは、千葉県水道局が行う水需要予測は、水の安定供給という観点だけではなく、「経済性の発揮」という観点にも立脚したものでなければならないにもかかわらず、千葉県水道局が「経済性の発揮」という観点を無視していることは、地方公営企業法３条に違反するもので、行政裁量を逸脱している旨主張する（控訴人準備書面（１０）一、第１の１ ３・４頁、同第１の３（１）５・６頁）。

地方公営企業法３条において、地方公営企業は、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とされている。当該規定は、「公共性」と「経済性」の二つを地方公営企業の経営の基本原則として定めた訓示規定であるが、地方公営企業が地方公共団体の経営するものである以上、経済性の発揮は、地方公共団体存立の第一義的な目的である公共の福祉の増進のもとに考慮されるべきものである。このような公共の福祉を増進させることを図りつつ経済性の発揮に努めるといふ地方公営企業特有の事務の遂行は、その管理者たる千葉県水道局長の合理的な裁量に委ねられているものである。

したがって、千葉県民約６２０万人のうち控訴人ら４８名が経済性の原則へ

の配慮を欠いていると政策判断したからといって、直ちに、千葉県水道局の経営が地方公営企業としての経営の基本原則に反して違法になるなどということにはならず、控訴人らの地方公営企業法3条違反を根拠とする裁量権逸脱の主張は失当なものである。

なお、原審においても、「企業の経済性を発揮するためには事務の遂行は千葉県水道局長の合理的な裁量に委ねられているというべきである。」旨判示されている（判決書47頁8・9行目）。

そもそも、水道事業においては、将来の事業運営の基本となる水需要予測を的確に行い、これに基づき必要な水源を確保することが「経済性の発揮」となるものであり、また、「公共の福祉の増進」につながるものであるが、千葉県水道局が最新の実績値や統計資料等に基づく慎重な推計を行い、的確な水需要予測を行っていることについては、被控訴人ら準備書面（1）第1の1（5）（21～31頁）で述べ、同（2）で補充したとおりであり、千葉県水道局が行う事業運営が地方公営企業法に違反する余地など全くない。

また、被控訴人ら準備書面（1）第1の1（3）イ（15～17頁）で述べたとおり、千葉県水道局は、八ッ場ダムを水源の一つとして位置付けて、厚生省（現厚生労働省）から水道法に基づく水道事業経営認可を受けて事業を行っているものであり、その時点で将来の需要への適合性や計画の確実性と合理性などが判断されているほか、原審における被控訴人ら準備書面（7）（15・16頁）及び被控訴人ら準備書面（1）第1の1（9）（42頁）で述べたとおり、八ッ場ダム建設事業については更に、平成16年、平成22年に水道水源開発等施設整備事業（国庫補助事業）の事業再評価が行われており、費用対便益分析などによる投資効果が確認されているところである。

- 2 千葉県水道局の平成13年回答と八ッ場ダム建設事業参画の根拠について
控訴人らは、千葉県水道局が長年にわたり平成13年回答（乙266号証）

を八ッ場ダム建設事業への参画の根拠としていたにもかかわらず、平成13年回答が「八ッ場ダム建設事業への参画とは関係がない」と主張していること自体失当である旨主張する（控訴人準備書面（10）一、第1の2 4・5頁）。

この点については、既に被控訴人ら準備書面（2）（4頁）で、控訴人らの主張が失当であることを指摘し、また、被控訴人らの主張を補充したところであるが、千葉県水道局の水需要予測について控訴人らは、原審から、最新の水需要予測である平成20年5月の平成20年水道局推計（乙343号証）に対してはほとんど言及することなく（批判するネタを見出せないからと思われる。）、それ以前の過去の産物にすぎない平成13年回答（乙266号証）をことさら取り上げて批判、しかも的外れな批判を行い、控訴人準備書面（10）に至っても同様の主張を繰り返し行っている。

水道事業体は必要に応じて水需要推計の見直しを行うものであり、千葉県水道局においても、最新の実績値を用いるなどして適時水需要予測の見直しを行っている。このことにより、将来必要となる1日最大給水量の推計値が変化するのは当然のことであり、控訴人らが固執する平成13年回答（乙266号証）も、将来にわたり継続する水道事業におけるある時点での水需要予測の結果である。このように、千葉県水道局は、一つの推計値に固執することなく必要に応じて水需要予測を行い、その時々で水需給のバランスを図っているものであり、平成13年回答（乙266号証）も平成20年水道局推計（乙343号証）も、ともに各々の時点での適正な推計であるが、現時点で千葉県水道局の水源開発の必要性について判断する際に前提とすべき千葉県水道局の水需要予測は、最新の水需要予測である平成20年水道局推計（乙343号証）なのである。

3 千葉県水道局の平成13年回答の個別内容について

控訴人らの平成13年回答（乙266号証）を挙げての批判が的外れなものであることは上記2で述べたとおりであるが、個別内容に係る控訴人らの主張

においても同様に的外れであるので、以下、念のため反論する。

(1) 平成13年回答の推計方法

控訴人らは、平成13年回答(乙266号証)は、その予測手法に経済性の発揮という観点が抜けていたために予測値が著しく過大となったとし、また、合理的な推計方法により行われた合理的・客観的な予測ではなく、予測値とその後の実績値との乖離は、平成13年回答(乙266号証)が非合理的な方法により行われた推計であることを端的に示している旨主張する(控訴人準備書面(10)一、第1の3(2) 6頁)。

平成13年回答(乙266号証)についての控訴人らの主張に対する反論は、被控訴人ら準備書面(1)第2の1(2)(61~74頁)に述べたとおりであり、平成13年回答(乙266号証)は、控訴人らの主張するような新規水源開発を正当化する目的のもとで恣意的になされた予測などではなく、ましてや経済性を考慮せずに根拠もなく1日最大給水量を推計したようなものでもない。

水需要予測は予測値であり、特に最近の実測値の傾向が反映されるため、その後の社会経済情勢等により実績値と差が生じることがあってもやむを得ないものであるが、控訴人らの主張は、実績値と予測値が完全に一致しない限り、それを導いた推計手法は「非合理的な方法」になると主張するものであり、全く論理的な根拠を欠いた主張である。

(2) 生活用1人1日平均使用水量の増減要因

控訴人らは、生活用1人1日平均使用水量(控訴人らは「一人一日(平均)生活用水量」と称している。以下「生活用原単位」という。)について、増加要因が減少要因を上回ると予測した理由やプロセスを明らかにしておらず、予測の合理性を示すものではない旨主張する(控訴人準備書面(10)一、第1の3(3) 6・7頁)。

平成13年回答(乙266号証)における生活用原単位の推計の詳細につ

いては、高橋陳述書（乙339号証5頁）に述べられているとおりである。

控訴人らは、高橋証人調書（7頁）の生活原単位に係る「直近の実績は、横ばい、漸減というふうに認識しております。」という証言部分のみを引用して、従前の傾向と反してなぜ増加要因が減少要因を上回るようになるのか、その理由が重要であるのに明らかにされていない旨主張する。

しかし、高橋証人調書（8頁）には、「今後は、節水の意識等につきましても、ある程度飽和に達して、それ以降につきましても、世帯構成人員が減少する、核家族化の進展により生活用の原単位は上がる、そういうふうに考えて推計したものでございます。」と述べられており、また、核家族化及び高齢化の進展が増加要因であると判断できることについては、被控訴人ら準備書面（1）第2の1（2）ウ（65～68頁）で述べたとおりである。

（3）千葉県水道局による大口需要者への調査結果

控訴人らは、業務営業用水の推計に際して千葉県水道局が大口の需要者への将来の水使用の動向を把握する目的で行った調査について、当該調査が適正に行われ、調査結果が水需要予測に適正に反映されたという点が明らかにされていないので、平成13年回答（乙266号証）の合理性が説明されたことにならない旨主張する（控訴人準備書面（10）一、第1の3（4）7・8頁）。

大口の需要者へのアンケート調査は、適正な水需要予測に必要な基礎資料を得るため、アンケートの回答内容が外部に漏れること等により迷惑をかけることが一切ないことを条件として、公表前の事業計画等の情報を入手しており、当該調査結果をみだりに外部へ出すことは、当該大口需要者との信頼関係を損ね、ひいては、今後、適正な水需要予測を行うことが不可能となるため、当該調査結果自体を書証として提出することはできないのであるが、以下、支障のない範囲で、当該調査結果についての説明を補充する。

平成13年回答（乙266号証）における業務営業用水の推計に際して千

千葉県水道局が実施した大口の需要者へのアンケート調査は、平成9年12月に千葉県水道局の大口の需要者100社を対象に実施したところ、81社から回答を得た（回答率81%）。質問項目は、建物・施設・職員の規模、稼働日数、建物の用途と業態、将来の施設などの拡張計画、上水道の使用実績、水道以外の水利用実績、将来の使用水量の見込みやその理由など、将来の水の使用に関連する項目である。得られた調査結果から、施設の拡張計画の有無や使用水量の増減見込みについて、その理由や根拠が明確なものについては回答用紙に記入された将来需要量の増減を加算し、業務営業用水の需要量推計に反映させた。具体的には、将来需要量の増減があると見込まれた需要者12社（増加7社、減少5社）分については、その需要量の増減を加算し、その他の将来需要量の増減が明確でない69社については一定と判断して推計を行っている。その結果、業務営業用水のうち大口需要者に関する将来需要量の予測値は、将来もほぼ一定の水準であると判断され、このことを業務営業用水の需要量推計に反映させている。

(4) 有収率の改善と新規開発水源への投資

控訴人らは、千葉県水道局の高水準な有収率を改善することと新規水源開発のために資金を投じることとの経済効率の検討（経済性の発揮という観点からの検討）をすることなく、ハッ場ダムありきの結論が出されている旨主張する（控訴人準備書面（10）一、第1の3（5）8・9頁）。

漏水調査や老朽管の布設替工事などを進め、有収率向上のための費用を投じて、無収水量（有効無収率）がある限り、有収率の上昇には限度があり、将来の有収率を横ばいとして想定することは、むしろ漏水防止等のためのたゆまぬ努力を要求していることなのである。このことについては、既に被控訴人ら準備書面（1）第2の1（2）オ（70～72頁）で述べたとおりである。

控訴人らは、有収率を低め（横ばい）に見積もった上で、ハッ場ダムに巨

額の費用を投じることは、有収率向上のための費用にではなく新規水源開発のために資金を投じる判断をしたことを意味する旨主張するが、上記のとおり、有収率を横ばいに想定するからといって老朽管の布設替工事などを行わないわけではない。安定給水のためには、水源の確保も、老朽管の布設替工事なども、どちらも不可欠であり、どちらかを進めるためにどちらかを行わないといった関係にはなく、ハツ場ダム建設事業のために有収率の向上のための費用を投じないということではないのである。控訴人らの主張は、依然として有収率に対する無理解に基づく主張を続けているもので失当である。

なお、控訴人らは、「限られた資金（＝県民の税金）をどのように効率的に使うか」と言うが、地方公営企業である千葉県水道局の水道事業は、独立採算制により料金収入で実施され、出資等一部の資金を除く原資は、水道料金であり、千葉県水道局は、水道料金を支払う県民（千葉県水道局の水道を使用する県民）に対して、安定給水を行うという責務を有していることを付け加えておきたい。

（５）負荷率と水需要予測

控訴人らは、千葉県水道局が水道事業体の安定給水の責務を理由に負荷率に最低値を採用することで過大な水需要予測を行ったことは、「経済性の発揮」という観点を欠き、水道事業体の経済的合理性を失わせるものである旨主張する（控訴人準備書面（１０）一、第１の３（６） ９・１０頁）。

控訴人らは、単に千葉県水道局には「経済性の発揮」という観点が欠落している旨主張するのみで、どのようにすれば、経済性を発揮していることになるのか具体的には示していないが、水道事業体における経済的合理性が公共の福祉の増進という地方公共団体存立の本来の目的のもとに考慮されるものであることについては、上記第１の１（５・６頁）で述べたとおりである。千葉県水道局は、公共の福祉の増進と経済性の発揮に配慮して水道事業の運営を行っているのであり、的確な水需要予測を行い必要な水源を確保す

ることが「経済性の発揮」となり、「公共の福祉」の増進を目的とした安定給水につながるのである。

そして、負荷率については、被控訴人ら準備書面（１）第１の１（５）ウ（ア）（２５～２７頁）で述べたとおり、１日平均給水量を１日最大給水量で除したものであり、負荷率によって算出される１日最大給水量は、水源や浄水場の能力など施設整備の基礎となる数値である。一度渇水になれば、配水圧の減圧や大口需要者へのバルブ制限などで断水や減水が生じ、結果として県民生活や社会経済にさまざまな影響を与えることになるため（被控訴人ら準備書面（１）第１の１（８） ３９～４１頁参照）、安全サイドに立って負荷率を設定して１日最大給水量を予測し、これに基づき、より渇水のおそれが少ない施設整備を行うことが、渇水による県民生活や社会経済などへの影響を最小限に抑えることを可能とし、安定給水という水道事業の本来の目的に沿う公共の福祉の増進のもとで経済性を発揮することになるのである。

（６）平成１３年回答と経済性の発揮

控訴人らは、平成１３年回答（乙２６６号証）は、将来の水需要が水増しされる方向で各設定値が決定されており、経済性の発揮という観点置き去りにされている旨主張する（控訴人準備書面（１０）一、第１の３（７） １０頁）。

繰り返しになるが、水道事業においては、的確な水需要予測を行い必要な水源を確保することが「経済性の発揮」であり、安全で良質な水の安定給水という「公共の福祉」の増進につながるのである。また、平成１３年回答（乙２６６号証）における個々の推定項目の予測値に係る控訴人らの主張がいずれも失当であることは、被控訴人ら準備書面（１）第２の１（２）（６１～７４頁）で述べ、本準備書面において、従前の主張を補充したとおりである。

上記２（６・７頁）で述べたとおり、千葉県水道局の水源開発の必要性に

関する判断の前提とすべき水需要予測は、千葉県水道局の最新の水需要予測である平成20年水道局推計（乙343号証）である。控訴人らの主張はそもそもからして的外れなのである。

4 2 / 20 渇水年の安定供給可能量の低下について

(1) 「渇水」と新規水源開発

控訴人らは、ダム建設を推進する立場の者は、従前から「渇水」を必要以上に強調することにより新規水源開発を正当化しようとしてきた旨主張する（控訴人準備書面（10）一、第1の4（1） 11頁6～8行目）。

渇水については、被控訴人ら準備書面（1）第1の1（8）（39～41頁）に述べたとおりであるが、その後の渇水の状況も含めて、従前の主張を補充する。

千葉県水道局では、近年、渇水規模の大小はあるものの、平成6年の夏期、平成8年の冬期、平成8年の夏期、平成9年の冬期及び平成13年の夏期と渇水を経験している。平成24年9月においても、少雨傾向により降水量が平年よりも少なく、利根川上流8ダムでは貯水量が平年を大きく下回る状況が続き、同年9月11日から10%の取水制限が行われ、10月3日に全面解除されるまでの期間は23日間に及んだ（乙447号証の1・2）。この取水制限に対応するため、千葉県水道局では、浄水場などでの配水圧調整などを行うとともに、インターネットやラジオなどによる広報活動により県民の方々に節水の協力をお願いしたところである。幸いなことに、台風による降雨により利根川上流ダムの貯水量が回復し、河川流況も改善されたことから10%を超える取水制限には至らなくて済んだが、渇水は、県民の生活や企業活動に大きな影響が生じるものであり、近年の少雨化傾向によりいつでも渇水が起こり得るのであり、「渇水」を必要以上に強調しているというのは控訴人らの言いがかりでしかない。

なお、千葉県水道局が直接影響を受けた渇水は上記したとおりであるが、千葉県が直接影響を受けない利根川の支川流域では、渇水の発生頻度が高く、広大な利根川水系全体では概ね2～3年に1度の割合で、渇水が生じている状況にある（乙419号証2～30頁）。

（2）2/20渇水年での水利権水量

控訴人らは、2/20渇水年の場合でも千葉県水道局の水利権自体の水量が86%に減じるものではなく、見せかけ上の保有水源の減少の説明が行われた旨主張する（控訴人準備書面（10）一、第1の4（1）11頁9～18行目）。

千葉県水道局が、水道事業体の責務である安定給水の確保のために、平成20年7月4日に閣議決定された第5次フルプラン（乙346号証の1・2、乙355号証）で示された利根川水系上流ダム等の安定供給可能量の低下（近年20年で2番目の規模の渇水時の流況をもとにすると、約86%に低下することが想定される。）を考慮して、厳しい渇水においても安定的に供給ができるよう水需給のバランスを図っていることについては、被控訴人ら準備書面（1）第1の1（6）イ（33～36頁）で述べたとおりであるが、以下、従前の主張を補充する。

千葉県水道局が確保している水源については、被控訴人ら準備書面（1）第1の（6）ア（32・33頁）で述べたとおりであり、各水源に係る取水量（将来の安定水利権）及び給水量を整理したものが表1（16頁）である。その合計水量は、取水量換算で11.563 m³/秒（北千葉広域水道企業団及び君津広域水道企業団からの受水分は除く。）、給水量換算で123万4700 m³/日（北千葉広域水道企業団及び君津広域水道企業団からの受水分を含む。）である。建設中の八ッ場ダムが完成後には、河川法23条による国土交通省の許可により、千葉県水道局が確保した水源合計水量の11.563 m³/秒の安定水利権の確保が可能となる。この場合の水源は、上記各企業

団からの受水を含め給水量換算で123万4700 m^3 /日となるが、被控訴人ら準備書面(1)第1の1(6)イ(33~36頁)で述べたとおり、平成20年7月4日に閣議決定された第5次フルプラン(乙346号証の1・2、乙355号証)で示された利根川水系上流ダム等の安定供給可能量の低下を基に千葉県水道局の確保したダム等の水源の安定供給可能量を求めると、106万3600 m^3 /日となり、そのため、仮に、確保した水源に対して全量の安定水利権の許可を得たとしても、厳しい渇水時には安定的な取水及び供給ができなくなるおそれがあるのである。

なお、被控訴人ら準備書面(1)第2の1(3)ウ(77~79頁)で述べたとおり、安定供給可能量の考え方については国土交通省により以前から認識されていたものであり、また、国土交通省の計算も適正なものであって、見せかけのために新たに出した考え方などというものではない。原判決においても、「2/20渇水年における供給可能量の低下」を考慮し、保有水源を計算することが明らかに不合理であるとの事情は認められない」と判示され(判決書54頁)、単純に86%に乗じることは数字上のまやかしに過ぎないといった控訴人らの主張には、全く論理的な根拠がないのである。

表1 千葉県水道局が確保した水源(将来の安定水利権)と安定供給可能量

| 水 源 | | | 確保した水源(安定水源) | | 安定供給可能量(2/20) | |
|--------|--------|----------------|-------------------------------------|---------------------------|--|-----------|
| | | | 将来の 安定水利権 (m ³ /秒) | 給水量換算 (m ³ /日) | 2/20 再評価値 給水量換算 (m ³ /日) | 評価率 |
| 安定 | 利根川水系 | 利根川河口堰 | 3.48 | 286,500 | 286,500 | 100.0% |
| | | 江戸川自流 | 1.06 | 87,000 | 68,000 | 78.2% |
| | | 川治ダム | 1.969 | 161,100 | 126,800 | 78.7% |
| | | 奈良俣ダム | 0.484 | 39,400 | 31,000 | 78.6% |
| | | 東金・長柄ダム(房総導水路) | 0.5 | 41,000 | 32,300 | 78.9% |
| | | 湯西川ダム | 1.51 | 125,200 | 98,200 | 78.4% |
| | | ハツ場ダム(建設中) | 0.99 | 81,400 | 64,000 | 78.6% |
| | | 農業用水合理化(ハツ場ダム) | 0.47 | 39,000 | 30,700 | 78.6% |
| | (小計) | 10.463 | 860,600 | 737,500 | 85.7% | |
| | 県内河川系 | 高滝ダム | 1.1 | 90,000 | 90,000 | 100.0% |
| | | (小計) | 1.1 | 90,000 | 90,000 | |
| | 受 水 | 北千葉(企) (利根川水系) | — | 224,100 | 176,100 | 78.6% |
| | | 君津(企) (県内河川系) | — | 60,000 | 60,000 | 100.0% |
| | | (小計) | — | 284,100 | 236,100 | |
| | (合計-1) | | | 11.563 | 1,234,700 | 1,063,600 |
| 暫定 | 利根川水系 | 江戸川・中川緊急暫定 | (渇水時等に活用) | | | |
| (合計-2) | | | 11.563 | 1,234,700 | 1,063,600 | |

(注1: 評価率は、国土審議会 水資源開発分科会(H19.12.13開催)資料による)

(3) 20年に2番目の渇水と1日最大給水量の重複

控訴人らは、2/20渇水年の問題が顕在化するの、20年に2番目の渇水が発生したタイミングで、たまたま1日最大給水量に相当する水需要が生じた場合であるが、節水努力などの方策により水需要を一時的に抑制することは可能であるから、現実には生じる可能性は極めて低く、このようなレアケースにまで備えて八ッ場ダムが必要とするのは、「ダムありき」という結論を示すものであるとともに、「経済性の発揮」という観点を完全に無視するものである旨主張する（控訴人準備書面（10）一、第1の4（1）1頁19行目～12頁、同第3 33・34・36頁）。

千葉県水道局では、安全で良質な水を常時安定的かつ確実に供給する責務があるため、安定供給可能量の低下を考慮して水需給のバランスを図っているのであって、長期水需要予測により推計した1日最大給水量の需要がある場合でも供給が可能となるよう、長期的な視野に立って水源確保や施設整備を行う必要がある。控訴人らは、20年に2番目の渇水年でも、県民に節水を強要することで水需要を1日最大給水量の予測値よりも低減させることが可能であるから、渇水年に備える必要はない旨主張をするが、節水を強要すること自体が問題である上、どこまで節水効果を期待できるかを控訴人も明確に示すことはできていないように、前もって定量的な評価を行うことが不可能な節水効果に期待して必要な水源量の確保を断念することは、利用者の安定給水を求めるニーズに応える責務を負う水道事業者としては、到底受け入れられるものではない。控訴人らの主張は、ひとたび渇水が発生した場合の社会に及ぼす影響を全く無視した考え方である。

(4) 国土交通省の2/20渇水年の安定供給可能量の計算

控訴人らは、国土交通省の計算による「2/20渇水年の安定供給可能量の大幅な低下」は現実と遊離した机上の計算に過ぎず、これを考慮して保有水源を計算することは明らかに不合理であり、被控訴人らは従前の主張を繰

り返すのみで原判決も控訴人らの主張を排斥するばかりかデータに基づいて吟味する姿勢すら皆無だなどとする主張を縷々述べている(控訴人準備書面(10)一、第1の4(2) 12~27頁)。

控訴人らは、国土交通省の安定供給可能量の計算は、利根川上流、中流で取水した用水の還元を一部しか見込んでおらず、上流ダム群から過大な放流が行われていることや栗橋地点より下流の利根川に合流する鬼怒川と小貝川からの流入が見込まれていないなどと持論を繰り返し、この計算は新規水源開発を正当化するための方便だなどと様々な主張を展開しては国土交通省の計算を非難するが、これらの主張に対しては、被控訴人ら準備書面(1)第2の1(3)(75~79頁)及び原審における被控訴人ら準備書面(2) (8頁)、同(26)(7・8頁)、同(27)(12頁、19~21頁)において述べたとおりである。以下、若干の補充をする。

国土交通省が示す「2/20渇水年の安定供給可能量」は、同省がその時点で所有する観測データに基づき利根川水系の河川管理者として責任をもって算定した適正なものである。河川管理者である国土交通省の許可を得て取水を行う(河川法23条)立場にある千葉県水道局及び千葉県企業庁は国土交通省が管理責任を有する利根川の流況計算を独自に計算する立場にはないし、その義務もない。控訴人らの主張はいずれも本件住民訴訟における主張の前提を欠き、失当である。

5 保有水源について

(1) 江戸川・中川緊急暫定

控訴人らは、千葉県水道局が江戸川・中川緊急暫定について将来利用できなくなる可能性を検討することなく、安定水源でないという一事をもって保有水源から除外することは、裁量の逸脱である旨主張するが(控訴人準備書面(10)一、第1の5(1) 28・29頁)、控訴理由書第2部第1の

4(2)(51・52頁)における控訴人らの主張の域を出るものではなく、この点は被控訴人ら準備書面(1)第2の1(4)ア(79頁～81頁)で反論したとおりである。

現在の水利権制度のもとで暫定豊水水利権として緊急かつ暫定措置として認められているものであり、勝手に永続的に使えるようにすることはできない。

(2) 農業用水合理化

控訴人らは、千葉県水道局が(坂川)農業用水合理化について将来利用できるかどうかを検討することなく保有水源から除外することは、裁量の逸脱である旨主張するが(控訴人準備書面(10)一、第1の5(2)29頁)、控訴理由書第2部第1の4(3)(52・53頁)における控訴人らの主張の域を出るものではなく、被控訴人ら準備書面(1)第2の1(4)イ(81頁～83頁)で反論したとおりである。

(3) 地下水利用

控訴人らは、千葉県水道局が地下水の利用により地盤沈下が進行する具体的可能性を検討することなく安定水源としないことは、裁量の逸脱である旨主張するが(控訴人準備書面(10)一、第1の5(3)30頁)、控訴理由書第2部第1の4(4)(53～57頁)における控訴人らの主張の域を出るものではなく、被控訴人ら準備書面(1)第2の1(4)ウ(83頁～86頁)で反論したとおりである。

(4) 利用量率

控訴人らは、千葉県水道局が利用量率の設定に関し「安全サイド」を強調するのみで「経済性の発揮」という重要な観点に関する検討を怠っており、裁量逸脱が認められる旨主張するが(控訴人準備書面(10)一、第1の5(4)31頁)、控訴理由書第2部第1の4(5)(57・58頁)における控訴人らの主張の域を出るものではなく、被控訴人ら準備書面(1)第2

の1(4)エ(86・87頁)で反論したとおりである。

第2 被控訴人ら準備書面(2)への控訴人らの反論について

1 平成20年水道局推計について

控訴人らは、千葉県水道局が平成13年回答(乙266号証)の推計の後に
行った平成20年水道局推計(乙343号証)の予測値は、控訴人らの予測値
に近い値となり、わずか7年の間に八ッ場ダムの水源地を上回る水需要の予測
値の修正がなされているとして、水道局の水需要予測がいかにか減である
か、八ッ場ダムに参画する根拠がいかにか薄弱であるかが明確である旨主張する
(控訴人準備書面(10)一、第2の1 32頁)。

上記控訴人らの主張は、原審における控訴人ら最終準備書面(2)(19～
27頁)における繰り返しの主張にすぎない。

千葉県水道局が行った平成20年水道局推計(乙343号証)は、控訴人ら
の行った水需要予測なるものとは全く別のものであること、最新の実績値や統
計資料等を基に慎重な推計を行った結果であって恣意的な推計ではないこと、
平成20年水道局推計の予測値によっても八ッ場ダムの水源地を含めた確保
水源地では供給すべき水の不足が見込まれていることなどは、原審における被
控訴人ら準備書面(27)(12・13頁)で述べたとおりである。控訴人ら
の主張は言いがかりである。

2 水需給予測の下方修正と2/20渇水年について

控訴人らは、水需給予測の下方修正が可能となったのは、2/20渇水年と
いうレトリックにより、安定供給可能量が86%に減少するという見せかけ上
の数字が示されたからであると主張する(控訴人準備書面(10)一、第2の
2 32頁)。

この点について、水資源開発施設等の利水安全度の低下及びその適正評価と

安定供給可能量の再検討の必要性は以前から認識されているものであること、また、決して見せかけ上の数字などではないことは、被控訴人ら準備書面(1)第1の1(6)イ(33頁～35頁)、第2の1(3)(75頁～79頁)及び上記第1の4(2)(14・15頁)で述べたとおりである。

3 平成20年水道局推計と千葉県の人口減少について

控訴人らは、千葉県の人口減少が平成20年水道局推計(乙343号証)における推計より前倒しで始まっているから、平成32年度まで人口が増え続けることを前提とした同推計は、既に下方修正の必要に迫られている旨主張する(控訴人準備書面(10)一、第2の3 33頁)。

千葉県水道局の給水人口は、平成22年度から平成23年度にかけて5477人減少し、割合では0.19%の減少となっている。減少の大きな要因は、東日本大震災の影響による浦安市をはじめとした湾岸地域の液状化、松戸市など千葉県北西部の放射線のホットスポットの影響などが考えられる。平成20年水道局推計(乙343号証)の推計時点において、いつ起こるかわからない地震や放射線などの影響は考慮していないが、今後事態が沈静化すれば、人口が増加に転じる可能性が考えられるため、将来の給水人口については長期的かつ慎重な検討を要するのである。

なお、控訴人らは、千葉県の人口に係る書証として甲80号証及び甲81号証を引用しているが、提出されている当該号証はそもそも人口に係るものではなく、控訴人らの主張を裏付けるものではない。

第3 まとめ

水道事業者は、安全で良質な水を安定して給水する責務があり、ひとたび渇水になる可能性が生じれば、不特定多数の利用者に対する節水の協力依頼、保有する予備水源の活用、取水制限になっていない他水系からの受水量の増量依

頼などを行い、渇水時に県民生活に影響が出ないように極力努力することになる。しかし、このような対応は、震災など緊急時における危機管理対応のような一時しのぎの対応であり、安定給水のための対応と呼ぶにはほど遠い。長期にわたり水道水の利用者に節水を強いることはできないし、ましてや節水を強いるような水道事業運営はできない。

水道事業者が降雨や気温など天候に左右される渇水の発生をコントロールすることは不可能であり、また、利用者の動向によって生じる需要量（1日最大給水量）を完全にコントロールすることも困難であることから、安定給水を行うためには、渇水などの事態も想定した必要な水源（安定水源）の確保が必要であり、その水源の一つとして八ッ場ダムは位置付けられているのである。

控訴人らの主張は、いずれも無理難題の無責任な主張であり、水道事業者として到底受け入れられるようなものではない。

付言するに、控訴人らは、控訴人準備書面（10）34頁13行目及び27行目において「被控訴人準備書面（2）19頁図3」を引用しているが、被控訴人ら準備書面（2）の当該頁に図3は存在せず、前者は「被控訴人準備書面（2）9頁表2」、後者は「被控訴人準備書面（2）19頁表3」の誤記と思われる。

二、千葉県企業庁（工業用水道事業）の水需要予測

被控訴人ら準備書面（1）第1の2（43～50頁）、第2の2（87～94頁）、同（4）及び（5）のとおりである。

三、千葉県水政課の水需要予測

ここでの控訴人らの主張は、ほとんど控訴理由書第2部第3の主張の繰り返しであり、これに対する反論は、被控訴人ら準備書面（1）第2の3（94頁以下）に述べたとおりであるので、以下、なるべく繰り返しを避けつつ反論す

る。

第1 千葉県水政課の水需要予測の意義について

控訴人らは、八ッ場ダム計画に対し特定多目的ダム法及び河川法に基づく利水・治水の負担金を支出している県は、利水上・治水上の必要性について経済的利害関係を有し、チェックする立場にあることから、ダム計画の当否は、水道局、企業庁及び県を含めた三者がそれぞれ必要性を勘案して相関的に判断されるしかなく、負担金を支払う県の立場も勘案したうえで、各事業体の参画・撤退は決せられるなどと主張した上、千葉県総合企画部水政課（以下「千葉県水政課」という。）は、各事業体が行う水需要予測の集計結果の妥当性をチェック・検証し、ケースによっては、各事業体に再推計をさせる事実上の支配力たる権限を有すことから、千葉県水政課による検証は監査と同様の権限及び責任を前提とした概念であり、その検証作業についても法的に責任が生じることは免れないなどと主張する（控訴人準備書面（10）三、第1 38・39頁）。

上記の点について、千葉県水政課が作成した「千葉県の長期水需給」（平成15年1月作成。乙342号証の1～4）やその後の「千葉県長期水需給調査結果」（平成20年9月作成。乙344号証の1・2、乙345号証）が、千葉県全体の水需給バランスを概観するための資料であって、各事業体の水需給の推計を左右するものではなく、各事業体が水需要予測を行う上での上位計画に位置するものでもないため、八ッ場ダム等の水資源開発施設への参画と無関係のものであることは、被控訴人ら準備書面（1）第2の3（94・95頁）などにおいて、これまでも再三述べてきたとおりである。

なお、千葉県水政課は、八ッ場ダム建設事業に対して特定多目的ダム法及び河川法に基づく負担金の支出事務を所管しておらず、八ッ場ダム建設事業に関する経済的利害関係を有してはいない。

そのため、ここでの被控訴人らの主張は、八ッ場ダムの利水上の必要性の問題とは無関係の主張でしかないが、念のため反論することとする。

第2 「千葉県の長期水需給」について

1 水道用水の検証について

(1) 水道用水の検証に用いた各要素の関連性

控訴人らは、過去の産物でしかない平成15年の「千葉県の長期水需給」(乙342号証)を取り上げ、その取りまとめに際し、千葉県水政課が行った、各事業体の予測の集計値(以下「本推定値」という。)と3つの検証値(乙324号証の4の52～55頁)との比較について、原審で行われた証人尋問における松丸証人の証言によれば、県人口や水道普及率などの各要素の相関関係はないとしていたにもかかわらず、被控訴人ら準備書面(1)第2の3(2)ア(97頁)では、相関関係を認める記述に変遷しており、変遷の合理性がなく、検証において各要素をどのように組み合わせたかの説明がない旨主張する(控訴人準備書面(10)三、第240頁)。

この点について、原審以降、被控訴人の主張は一貫しており、変遷などしていない。

被控訴人ら準備書面(1)第2の3(2)ア(97頁)で述べた「県人口が大きく増加した場合、水道普及は追いつかないという判断で水道普及率を低く設定して予測するのは当然のこと」とは、松丸証人による「事業体推計値の検証における各基本項目の間には、相関関係はありません。検証にあたっては、県人口について、千葉県の長期ビジョンによる検証値、国立社会保障・人口問題研究所による検証値、及び千葉県の前5か年の推移による単純増減数による検証値の3つの検証値を採用し、それ以外の項目については、データの根拠を示した上で適宜任意にデータを当てはめて検証を行っています。」という証言(乙第341号証8頁尋問事項15)中の「適宜任意にデータを当てはめた」際の考え方の一例を示したにすぎない。

(2) 水道用水の検証に用いた各要素の最大・最小値

控訴人らは、被控訴人らが「千葉県水政課の県人口等の要素についての3種類の検証値がいずれも本推定値に対して3%内の相違であることから本推定値が合理的と評価して採用したものである」(被控訴人ら準備書面(1)第2の3(2)イ 97頁)と述べていることについて、「千葉県の長期水需給」にもともとあった本推定値が適正と判断した2つの理由(乙342号証の4「千葉県の長期水需給」(資料編)55頁)のうち的一方を繰り返したにすぎないため反論になっていない旨主張する(控訴人準備書面(10)三、第2 40・41頁)。

この点について、平成15年の「千葉県の長期水需給」(乙342号証)における本推定値は県内8地域のそれぞれの実情を踏まえた需要推計を積み上げ合算した結果であるのに対して、「千葉県の長期水需給」において千葉県水政課が行った1日最大給水量の検証は、水道事業体とは異なるアプローチで、県を一つの集合体と捉え県全体の水需給バランスを概観するとともに、水道事業体が積み上げた本推定値が合理性を有しているか否かを確認するものであり、各事業体の推計結果を千葉県水政課が強制的に指導修正していくためのものではない。

被控訴人ら準備書面(1)第2の3(2)イ(97頁)で述べたとおり、各検証値がいずれも本推定値に対して3%内となったのは結果に過ぎず、また、本推定値が3つの検証値と比較して最も低値となったことも単なる結果である。

(3) 千葉県水政課の各事業体推計値の見直しを求める権限

控訴人らは、千葉県水政課が本推定値について「採用」という文言を使用していることは「不採用」の場合、すなわち、県から各事業体に推計値の見直しを求めることも予定されていたことになり、被控訴人自ら実質的権限が県にあることを図らずも自認しているなどと主張する(控訴人準備書面(10)三、第2 41頁)。

千葉県水政課が各事業体の水需要予測を左右する権限を有しているなどということはありません。このことについては、被控訴人ら準備書面（１）第２の３（１）ア（９５頁）及びそこに掲記する原審における被控訴人ら準備書面等において再三指摘したとおりである。

２ 工業用水道の検証について

（１）地下水から工業用水道への転換時期についての齟齬

控訴人らは、千葉県企業庁が自家用工業用水道の地下水転換の時期を平成２７年度の時点では継続利用とし、千葉県水政課の検証では同年度までに一部地下水の工業用水への転換が図られると見込んでいるという齟齬があるにもかかわらず、千葉県水政課が千葉県企業庁の推計は妥当であると判断した理由（地下水転換は受水企業の費用負担を伴うため容易に進むものではなく、現実には契約水量や需要等の動向を見ながら対応するものであること）をみると、今後、工業用水道の需要は減少するという千葉県水政課等の現状認識を示している旨主張する（控訴人準備書面（１０）三、第３ １・２ ４ １・４ ２頁）。

被控訴人らが述べた上記理由（被控訴人ら準備書面（１）第２の３（３） ９ ８頁）は、自家用工業用水道の地下水から表流水への転換の難しさを述べたのであって、工業用水全体の需要の減少を見込んでいることを述べたわけではなく、控訴人らは、両者を混同した的外れな主張をしているものである。

（２）取水量ベースの負荷率

控訴人らは、千葉県企業庁は、負荷率を給水量ベースの９０％前後（平成３年から７年までの５年間の実績による平均値８９．１％）とすると大幅な水余りになるため、水需要予測を「契約水量」にできるだけ近い数値になるよう、１５％も低い取水量ベースの負荷率（平成３年度から１２年度までの１０年間の実績値の最低値７６．７％）を採用している旨主張する（控訴人

準備書面（10）三、第3の3（43頁）。

千葉県企業庁は、受水企業に対し契約水量を安定的かつ確実に給水する責務があることから、①受水企業により操業時間が多種多様であること ②年間を通して日当たり製造量が一定でなく、時間当たりでも給水量の変動が大きいことを考慮して、安全サイドに立った負荷率を採用しているものである。このことは、被控訴人ら準備書面（1）第2の3（3）（98頁）で述べたとおりである。

第3 「千葉県長期水需給調査結果」について

1 水需要予測の下方修正について

控訴人らは、平成20年の「千葉県長期水需給調査結果」における水需要予測の下方修正は、千葉県水政課が旧予測の不合理性を自認するものであり、被控訴人らは、平成15年の旧予測は平成元年度から平成10年度までの実績値をもとにする一方で、平成20年予測は平成3年から平成17年までの実績値をもとにしていることから違いがあると反論するが、旧予測の時点で既に水需要が横ばいしないし減少する傾向がはっきりと認められるため、被控訴人らの反論は説得力がないなどと主張する（控訴人準備書面（10）三、第4の1（43・44頁））。

この点について、「千葉県長期水需給調査結果」（乙344号証）と「千葉県の長期水需給」（乙342号証）の推計値は、それまでの実績値の違いにより違いが生じているもので、いずれも適正に推計しているものである。このことについては、被控訴人ら準備書面（1）第2の3（4）ア（99頁）及び同（2）（13・20頁）で述べたとおりであり、説得力の有無は控訴人らの一方的な判断でしかない。

2 千葉県の水道全体の保有水源量について

控訴人らは、千葉県水道全体の現保有水源量が被控訴人らの平成27年時点での予測値を上回るため、八ッ場ダム等の新たな水源は無用であるとの控訴人らの主張に対し、被控訴人らが事業体ごとに必要な水源を確保しているものであるから水源を単純に合算することは無意味であると反論しているが（被控訴人ら準備書面（1）第2の3（4）イ 99頁）、千葉県水政課の水需要の合算・集計の目的と齟齬する旨主張する（控訴人準備書面（10）三、第4の244頁）。

平成20年の「千葉県長期水需給調査結果」（乙344号証）は、千葉県全体の水需給バランスを概観し、水の安定供給に向けた今後の施策の基礎資料として活用することを目的に作成されたものであることは、被控訴人ら準備書面（1）第2の3（94頁）及び原審における被控訴人ら準備書面（22）第1の3（7頁）で既に述べたとおりであり、その中のデータから単純に県全体の需要量と水源量を比較して水源の余裕の有無を論ずることは妥当ではなく、このことは嶋津意見書に対する被控訴人らの意見書（乙354号証45・46頁）で述べたとおりである。

また、控訴人らは、江戸川・中川緊急暫定、農業用水合理化及び地下水が安定した保有水源として説明し立証済である旨主張しているが、この点については、上記一、第1の5（1）ないし（3）（18・19頁）で述べたとおりであり、被控訴人ら準備書面（1）第2の1（4）（79頁～86頁）においても、これら各水源とも安定的な水源施設とはなり得ない旨述べているとおりである。

3 工業用水道の負荷率と水需要予測の必要性について

控訴人らは、被控訴人らが工業用水道は水源の確保を契約水量に基づいて行うので、負荷率について意図的操作を行う必要がないと反論したことについて（被控訴人ら準備書面（1）第2の3（4）ウ 100頁）、そうであれば、

そもそも水需要予測などする必要はないので、企業庁が採用する取水量ベースの負荷率は、1年のある時点で契約水量に近い取水を一定時間行うことによって意図的に作っている疑いが強いなどと主張する(控訴人準備書面(10)三、第4の3 45頁)。

千葉県企業庁の行った工業用水における水需要予測は、今後の水需給動向を見るためのものであり、千葉県水政課の行う長期水需給調査は千葉県全体の水需給を把握し、今後の施策の基礎資料とするために必要となるものである。このことは、原審における被控訴人ら準備書面(22)第3の1(11頁)で述べたとおりである。控訴人らは、企業庁が負荷率を意図的に作っているなどと妄想まがいの主張を繰り返しているが、被控訴人ら準備書面(1)第2の3(4)ウ(100頁)でも述べたとおり、失当である。

4 工業用水道の責任水量制について

控訴人らは、契約水量は本来企業が経費節減のため需要に合わせて調整できてしかるべきものであるが、契約水量がそのままなのは企業が契約水量を減らしても、経費節減にならないような不合理な料金体系がとられているからであり、企業庁が無理やりひきとめているなどと主張する(控訴人準備書面(10)第4の4 45頁)。

控訴人らは、あたかも契約水量及び責任水量制が諸悪の根源であるかのような主張をするが、工業用水道事業は、不特定多数へ給水する水道事業と異なり、特定された需要者と個々の契約水量に応じた契約を結び、受水企業からの料金収入により、水源開発施設等の負担金や浄・配水施設等の建設に係る経費を賄っており、一般的にこのような形態で全国の工業用水道は運営されている。控訴人らが主張するような不合理な料金体系であるとか、企業庁が無理やり受水企業をひきとめているというようなものではない。このことについては、被控訴人ら準備書面(1)第1の2(2)ウ(51・52頁)、第2の2(3)(9

1・92頁)及び同(4)(4頁)で述べたとおりである。

5 水道用水への水源の転用について

控訴人らは、万が一、工業用水道の需要が急速に高まり、現在の4分の1の余剰分が必要になったとしても、水道用水に転用している分を返してもらうこともできると主張する(控訴人準備書面(10)三、第4 46頁)。

控訴人らは、水道用水に転用した水源を必要になれば再び返してもらうこともできるなどと簡単に言うが、水源の転用には、転用する側、転用してもらう側のそれぞれにおいて、国庫補助金や起債などの取得費用に係る財産的整理や水利権及びダム使用权設定などの権利に係る譲渡の手續など、複数の関係者間で膨大な時間と労力をかけた調整等が必要となり、手続的にも容易なことではない上、工業用水道から水源の転用を受けた水道事業体は将来必要な水源としてその水源を確保しているのであるから、工業用水道側の都合で再度水源が必要となったからといって、一度転用した水源を返してもらうことができるわけがない。被控訴人らの主張は、全く身勝手極まりないものである。

6 地下水利用の継続について

地下水を継続利用することができるが、需要もないのに地下水を工業用水道に転換する必要はなく、利水のために八ッ場ダムに大金をかける必要はもっとないなどと主張する(控訴人準備書面(10)三、第4 46頁)。

この主張は、控訴人らの単なる思いでしかなく、反論に値しない上、この主張自体が失当であることは既述したとおりである。

四、(付言) 利水における危機管理

被控訴人らは、これまでの準備書面で、千葉県の水利用の立場で水需要予測等に基づき確保水源の必要性を主張してきたものであり、当面、八ッ場ダムの完

成によってそれは充足されるものであるが、被控訴人らは、水をめぐる世界的な問題を控訴人らに認識してもらいたいために、「利水における危機管理」として主張したのであって、それはあくまでも付言にすぎない。しかしながら、この付言について控訴人らは縷々反論しているので、以下、付言する。

控訴人らは、被控訴人らの主張が「水はいくらあっても足らず、ダムは無制限に必要、いくら作っても足りない」というようなもので、「被控訴人自身がこれまで行ってきた必要性についての検討事態が無意味だったという自己否定になる」旨主張するが、上記のとおり、これまでの被控訴人ら準備書面では、千葉県の水の立場で水需要予測等に基づいて確保水源の必要性を述べてきたもので、「利水における危機管理」においては、世界の水利用の実態について、さらに日本の水需要がどのような立場にあるかを述べたものである。千葉県の水需給予測の存在意義を否定しているものではなく、自己否定になるなどという主張は的外れも甚だしい。

また、「ダム建設の是非につき、費用対効果を考慮しているふり・ポーズだけはしていた。ここでは、それすらかなぐり捨てている。」とか、「被控訴人自身、費用対効果の観点からは八ッ場ダム建設事業に参画することを少なくとも利水の面ではもはや合理化できないという焦りの現われである。」などとも主張しているが、感情的な揶揄でしかなく、水を取り巻く社会情勢（情報）の理解を拒むような主張と言わざるを得ない。

国外では「水戦争」という言葉が使われているが、控訴人はそのような言葉に関心が無いようである。我が国は島国であるが、世界の人口の40%は多国間で共有する河川水系に属しており、水を巡って国際紛争になった例も数多く存在する。例えば、1998年マレーシアがシンガポールへの水の供給の停止という威嚇を行ったことに対し、シンガポール軍に出撃命令を出す体制がとられたが、このように水を巡る対立が原因と思われる紛争が世界で7例あり、そのうち4例が実際に戦闘に突入している。

また、国土の砂漠化が進行している例や森林伐採、人口増加、経済発展で水を利用し尽くしてしまった例、あるいは水不足を補うために地下水を汲み上げ続け地盤沈下を生じさせている例も数多く報告されている。

気候変動の原因はいまだに解明されていないが、地球の乾燥化という気候変動は地球の長い歴史では何度か起きており、その度に甚大な影響を受けた。我が国国民が大地震等の大災害に周期的に見舞われていることは周知の事実であり、このような中、水の問題は、石油に劣らず、安全保障の根幹に関わる重要な問題となっていくことが想定されている。

また、控訴人らは、渇水は頻発に発生していないから現状で十分に対応できると主張しているが、上記一、第1の4(1)(13・14頁)で述べたとおり、平成24年も8月の少雨により9月から10月にかけて取水制限が行われた。これは利根川上流ダムの貯水率が過去3番目に低い状況が生じたことによるもので、以前から述べているように近年は降雨の状況が減少傾向にあることを示しているものである。なお、千葉県が直接影響を受けない利根川の支川流域では、渇水の発生頻度が高く、広大な利根川水系全体では概ね2～3年に1度の割合で、渇水が生じている状況にある(乙419号証2-30頁)。

さらに、控訴人らは「ダム必要論の根拠として、食糧自給率(向上対策)など、農業用水について需要増の可能性を持ち出すこと自体、非常識とも言える。」とか「万が一、輸入制限があったとしても、例えば、肉中心から穀物中心の食生活に変える等の対策は多々ある。」とか主張している。

これらのことについては、被控訴人らは、被控訴人ら準備書面(1)第2の4(2)(101・102頁)において、バーチャルウォーターを一つの題材として水資源に関する見方を述べたもので、万一輸入制限が起きたら、食生活を変えれば水不足が解消するなどという安易な発想に基づく話ではない。我が国は、食糧や工業製品の輸入という形で世界の水を多く消費しており、一旦輸入が制限され、その代替として仮に国内生産により消費を支えようとした場合、

その生産活動に多量の用水が必要となり、将来的に水不足が発生する可能性があることを示唆したにすぎない。被控訴人らは、水資源を取り巻くあらゆる場面を想定して危機管理を考えるべきである旨を述べたのであって、控訴人らが述べるような低次元な話をしているわけではないのである。

以 上